⑵ Classification of the services to be required : 71, 27

⑶ Nature and quantity of the services to be required : Maintenance of our synthetic online system for the shift and parallel operation to the server

⑷ Fulfillment date : as in the tender documentation

⑸ Fulfillment place : as in the tender documentation

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① Not come under Article 14 of J.H.F.A's Bylaw about procedures of tenders (Details described in the tender documentation)

② Have the qualification for participating in tenders for "offers of the labor" by J.H.F.A in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015 or have the qualification for participating in tenders for "offers of the labor" by single qualification of services for every ministry and agency in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015.

③ Satisfies criteria in the tender documentation

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 4 : 00 p.m. 22 January, 2016

⑻ Time-limit for tender : 4 : 00 p.m. 28 January, 2016

⑼ Contact point for the notice : Joyama and Hosomi, Contract Section, Accounting Group, Office of Accounting, Finance and Accounting Department, J.H.F.A, 1―4―10 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112―8570, Japan TEL 03―5800―8053

⑽ Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
http://www.jhf.go.jp/financial/tender/index.html

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年11月27日

（契約責任者）

中日本高速道路株式会社

八王子支社長　飯塚　徹也

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　26

⑵ 調達物品名及び数量　八王子支社における電気需給契約

契約電力

1）烏山シェルター　151kW
2）石川ＰＡ（上り線）312kW
3）石川ＰＡ（下り線）232kW
4）八王子ＩＣ　672kW
5）八王子ＪＣＴ　1,290kW
6）小仏トンネル　408kW
7）八王子城跡・恩方トンネル　426kW
8）川口トンネル　264kW
9）高尾山トンネル　787kW
10）談合坂ＳＡ（上り線）590kW
11）談合坂ＳＡ（下り線）542kW
12）大月ＩＣ　148kW
13）笹子トンネル　358kW
14）岩殿トンネル　269kW
15）中野トンネル　403kW
16）籠坂トンネル　420kW
17）甲府昭和ＩＣ　149kW
18）双葉ＳＡ　641kW
19）八ヶ岳ＰＡ　203kW
20）諏訪湖ＳＡ　623kW
21）梓川ＳＡ（上り線）381kW
22）梓川ＳＡ（下り線）290kW
23）塩嶺トンネル　295kW
24）松本ＩＣ　178kW
25）安房トンネル　353kW

年間予定使用電力量

1）烏山シェルター　593,210kWh
2）石川ＰＡ（上り線）1,440,321kWh
3）石川ＰＡ（下り線）1,233,037kWh
4）八王子ＩＣ　3,970,130kWh
5）八王子ＪＣＴ　3,262,450kWh
6）小仏トンネル　1,199,620kWh
7）八王子城跡・恩方トンネル　1,503,257kWh
8）川口トンネル　1,049,274kWh
9）高尾山トンネル　2,324,741kWh
10）談合坂ＳＡ（上り線）3,417,964kWh
11）談合坂ＳＡ（下り線）3,161,420kWh
12）大月ＩＣ　827,312kWh
13）笹子トンネル　2,206,400kW
14）岩殿トンネル　1,009,080kWh
15）中野トンネル　1,365,430kWh
16）籠坂トンネル　950,610kWh
17）甲府昭和ＩＣ　768,884kWh
18）双葉ＳＡ　3,091,091kWh
19）八ヶ岳ＰＡ　1,059,526kWh
20）諏訪湖ＳＡ　2,998,130kWh
21）梓川ＳＡ（上り線）2,832,504kWh
22）梓川ＳＡ（下り線）2,488,400kWh
23）塩嶺トンネル　1,210,870kWh
24）松本ＩＣ　1,415,880kWh
25）安房トンネル　1,522,470kWh

⑶ 調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷ 使用期間　入札説明書による。

⑸ 需給場所　入札説明書による。

⑹ 入札方法　応札は、入札者が希望する電気需給場所のみとすることができる。入札金額及び契約単価は、電気需給場所毎に設定するものとし、電気需給場所毎の電気需給期間の１月毎に、契約上使用できる電気の最大電力（以下「契約電力」という。）に対して入札者が設定する単価を契約電力（kW）に乗じて得た基本料金（円／月）及び予定使用電力量に対して入札者が設定する単価を予定使用電力量（kWh）に乗じて得た従量料金（円／月）をそれぞれ使用期間を年間合計した総和の金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）を記載すること。ただし、入札金額には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。

なお、単価には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

2　競争参加資格

⑴ 中日本高速道路株式会社契約規則（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

規則第11条の規定に該当しない者とは、次の各号に掲げる者でないことをいう。

① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者。

② 次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者。

⑴ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

⑵ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者

⑶ 落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

⑷ 監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者

⑸ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑹ 会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

⑺ 会社と係争中である者

⑻ 役員等（個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等

⑼ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等